

# 公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊新発田駐屯地  
第379会計隊新発田派遣隊長 柿沼 武文

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

## 1 一般競争に付する事項

### (1) 件 名 等

件 名	規 格	予定使用量	備 考
都市ガス	仕様書のとおり	565,154m <sup>3</sup>	新発田駐屯地及び小舟渡通信所で使用する都市ガス受給契約

- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による  
(3) 使用期間 平成 31 年 4 月 1 日 (月) ～ 平成 32 年 3 月 31 日 (火)  
(4) 需要場所 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新潟県新発田市大手町6-4-16)  
情報本部小舟渡通信所 (新潟県新発田市小舟町3-2-12)

## 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の競争参加の等級D以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。ただし、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を入札時まで証明できるものであること。  
(4) ガス事業法第3条第1項の規定に基づきガス導管事業者としての許可を受けている者  
(5) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。  
(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除する要請があり、当該状態が継続している以外の者とする。

## 3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊 新発田駐屯地 第379会計隊新発田派遣隊 契約班  
(2) 東部方面会計隊HP: <http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>



## 4 説 明 会

実施しない。現地確認等を実施したい場合は事前に申し出ること。

## 5 入 札

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 1 日 (金) 13:30  
(2) 会 場 陸上自衛隊 新発田駐屯地 駐屯地食堂

## 6 入 札 条 件

### (1) 入 札 金 額

入札金額は各社において設定する契約ガスに対する単価(月額)及び使用ガス量に対する単価を記載すること。落札決定にあたっては、予定年間ガス使用量の対価を入札書に記載された入札金額にしたがって計算した総価で判断するので当該総価上記の単価を併せて記載すること。また、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。但し、入札結果については、事務処理上税抜き金額で発表する。

### (2) 再 度 入 札

- ア 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。  
イ 郵便による応札があった場合の日時・場所は以下のとおり。  
(ア) 日時 平成31年3月5日(火) 13:30  
(イ) 場所 陸上自衛隊 新発田駐屯地 駐屯地食堂

## 7 落 札 決 定 方 法

- (1) 単価で、かつ当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。(この際、落札判定は入札書に記載された年間の総価をもって判断する。)  
(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免 除  
(2) 契 約 保 証 金 免 除

## 9 違 約 金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

## 10 入 札 の 無 効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札説明書の交付を受けなかった者が行った入札
- (3) 電報、電話、ファックス等による入札
- (4) 郵便等による入札で、会計隊に入札開始時まで未着のもの(到着の確認は発送者の責任で行うものとする。)
- (5) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

## 11 契 約 書 の 作 成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成し、提出するものとする。

## 12 そ の 他

- (1) 委 任 状  
代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出
- (2) 資 格 等 の 提 出  
入札開始前までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。
- (3) 参加意思の表示  
本入札の参加希望者は、2月28日(木)12:00までに下記連絡先へ意思表示を御連絡下さい。(電話連絡可)
- (4) 連 絡 先  
〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地  
第379会計隊新発田派遣隊 担当 大久保  
電話:0254-22-3151(内線336)  
FAX:0254-22-4666(直通)